

令和7年3月

お客様 各位

一般財団法人富山県建築住宅センター

確認済証等の押印廃止および電子交付についてのお知らせ

平素より当センターの確認申請等業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和6年12月27日付で公布された「建築基準法及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国交省令第111号）」により、建築基準法等に規定する確認済証、評価書等について、押印を不要とする様式に改められました。（令和7年4月1日施行）

つきましては、本省令に基づき、当センターでは以下のとおり、令和7年4月1日以降に交付する各種様式への押印は行わないことといたします。

また、これに関連して電子申請における確認済証等の電子交付が可能となります。電子申請の一層の推進の観点から、確認済証等の電子交付を進めてまいります。令和7年度内の導入を予定しており、実施においては、改めてご案内させていただきます。暫くは紙面での交付をいたしますので、ご理解の程、宜しく願いいたします。

今後とも適正、迅速な業務運営を図るなど、サービスの充実に努めてまいりますので、引き続き当センターをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■押印廃止する対象業務及び帳票等

○開始日 令和7年4月1日 以降の交付より

- ・ 確認検査業務（確認済証、中間検査合格証、検査済証他）
- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務（適合判定通知書他）
- ・ 住宅性能評価業務（設計住宅性能評価書他）
- ・ 長期使用構造等確認（長期使用構造等である旨の確認書他）
- ・ 上記業務に伴う引受証、引受承諾書等

※その他の業務につきましても同様の取扱いといたします。

■帳票等を電子交付する対象業務

○開始日 ※改めてご案内させていただきます。

- ・ 上記業務において、NICEシステムで電子申請をご利用した全ての物件が対象